# **第７章　農 道 工 事**

## 第１節　通則

### 第７－１条　適用

　　１．本章は、アスファルト舗装、コンクリート舗装及び土砂系舗装に適用する。

　　　ただし、耕作道路等のように、簡易な構造の土砂系舗装の場合は除外する。

　　２．この仕様書又は設計書に示されていないものについては、（公社）日本道路協会制定の「アスファルト舗装要綱」及び「簡易舗装要綱」並びに「セメントコンクリート舗装要綱」によるものとする。

### 第７－２条　定義

　　　アスファルト舗装・・・路盤の上に骨材を瀝青材料で結合した表層を持つ舗装をいう。

　　コンクリート舗装・・・路盤の上にコンクリート版で舗装したものをいう。

　　土砂系舗装・・・路床の上に砂利、砕石、砂、粘土などで層をつくり、その表面を路面として用いるものをいう。

　　　アスファルト表層・・・舗装の最上部の層で骨材を瀝青材料で結合した部分をいう。

　　　コンクリート表層・・・舗装の最上部のコンクリート版をいう。

　　路盤・・・表層に加わる荷重を路床に緩和して伝える機能を持ち、路床と表層の間の部分をいう。

　　　路床・・・路盤下面から深さ約1mの部分をいい、盛土部においては盛土仕上がり面より、切土部においては掘削した面より下方約1mの部分がこれに当たる。

　　　路体・・・盛土部において基礎地盤から路床下面までの土の盛立てた部分をいう。

## 第２節　道路土工

### 第７－３条　路体盛土工

　　１．受注者は、盛土の施工着手前に基礎地盤の排水を行うとともに、草木及び根株など盛土に悪影響を与えるものは、除去しなければならない。

　　　　根株を除去した後の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザなどで整地し、降雨及び地表水等による水たまりのできないようにしなければならない。

　　２．受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しえない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等について監督職員と協議しなければならない。

　　３．受注者は、盛土の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かな材料で充填しなければならない。やむを得ず、30㎝程度のものを用いる場合は、路体の下部に使用しなければならない。

４．受注者は、1：4より急な箇所に盛土する場合は、特に指示する場合を除き段切りを行い、盛土と基礎地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

この場合、一段当たりの最小幅は1m、最小高さは50㎝とする。

５．受注者は、盛土を安定なものにするため設計図書に明示された材料、含水比、まき出し厚及び施工方法等により施工しなければならない。

６．受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上がり厚さを30㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

７．受注者は、路体盛土工の作業終了時、又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、排水が良好に行われるようにしなければならない。

８．受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

### 第７－４条　路床盛土工

１．受注者は、路床盛土の施工において、均一で所定の支持力を得るため、設計図書に明示された材料、含水比、まき出し厚及び施工方法等により施工しなければならない。

２．受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しえない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等について監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、盛土路床面より30㎝以内の深さにある転石又は岩塊を、取除かなければならない。

４．受注者は、在来の道路上に薄い盛土を行う場合、あらかじめその表面をかき起こし、新旧一体となるように施工しなければならない。

５．受注者は、路床盛土工の施工においては、一層の仕上がり厚さを20㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

６．路床の盛土材料の最大寸法は、10㎝程度とするものとする。

７．受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には、1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、切土、盛土の縦断方向の接続部には、岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすりつけ区間を設け、路床支持力の不連続を避けなければならない。

８．受注者は、路床盛土工の作業終了時、又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、排水が良好に行われるようにしなければならない。

９．受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

### 第７－５条　路床切土工

　　１．受注者は、在来の地盤を路床として利用する場合、指定の縦横断面形状に仕上げなければならない。この場合、路床土を乱さないよう施工しなければならない。

　　２．受注者は、切土して路床を仕上げる場合、適切な排水処理をしなければならない。

　　３．受注者は、路床面において、所定の支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督職員と協議して施工しなければならない。

### 第７－６条　路肩部分等の締固め

　　受注者は、路肩盛土の施工において、一層の仕上がり厚が30㎝以内となるようにまき出し、締固めなければならない。

## 第３節　地盤改良工

### 第７－７条　路床安定処理工

　　１．安定処理に用いる安定材は、設計図書によるものとする。

　　２．受注者は、使用する安定材の試験成績書を、工事に使用する前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

３．受注者は、安定材の貯蔵にあたり、防湿的な構造を有する倉庫等を使用しなければならない。

４．安定処理に使用する安定材の量及び安定処理した土のCBRは、設計図書によるものとする。

　５．受注者は、工事着手前に、安定処理した土のCBR試験を、舗装調査・試験法便覧（CBR試験方法）により行い、使用する安定材の添加量及び土のCBR試験結果について、監督職員の承諾を得なければならない。

　　　　ただし、これまでの実績がある場合で設計図書に明示する安定材の量によって、設計図書に明示するCBRが得られることが明らかであり、試験結果を提出し監督職員が承諾した場合には、　　CBR試験を省略することができる。

６．受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに、混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。

７．受注者は、安定処理に生石灰を用いる場合、1回混合した後、消化を持ってから再度混合しなければならない。

　　　 なお、粉状の生石灰（5㎜～0㎜）を用いて、混合回数を1回で完了させる場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

　　８．受注者は、設計図書に明示するCBRを満足しない場合、監督職員に報告し、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。

　　９．受注者は、監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下のとき及び雨天時に施工を行ってはならない。

### 第７－８条　置換工

　　１．受注者は、置換工法の施工を行う場合、在来地盤を設計図書に明示する深さまで掘削し、掘削面以下の層を乱さないように留意しながら置換材料を敷均し、設計図書に明示する締固め度に締固めて仕上げなければならない。

２．受注者は、置換材料を敷均しする場合、路体にあっては30㎝以下、路床にあっては20㎝以　　　下となるように施工しなければならない。

３．受注者は、掘削面に異常を発見したときは、その状況を監督職員に報告し、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。

## 第４節　路盤工

### 第７－９条　舗装準備工

　　　舗装準備工は、第３－126条 舗装準備工の規定による。

### 第７－10条　下層路盤工

　　　下層路盤工は、第３－127条 下層路盤工の規定による。

### 第７－11条　上層路盤工

　　　上層路盤工は、第３－128条 上層路盤工の規定による。

### 第７－12条　セメント及び石灰安定処理工

　　セメント及び石灰安定処理工は、第3-129条 セメント及び石灰安定処理工の規定による。

### 第７－13条　瀝青安定処理工

瀝青安定処理工は、第３－130条 瀝青安定処理工の規定による。

### 第７－14条　アスファルト舗装工

　　　アスファルト舗装工は、第３－131条 アスファルト舗装工の規定による。

### 第７－15条　コンクリート舗装工

　　　コンクリート舗装工は、第３－132条 コンクリート舗装工の規定による。

### 第７－16条　砂利舗装工

　砂利舗装工は、第３－133条 砂利舗装工の規定による。

## 第５節 擁壁工

### 第７－17条　一般事項

　　１．本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、小型擁壁工、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工－擁壁・カルバート・仮設構造物工指針2－7施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4．3施工上の注意事項の規定によらなければならない。

### 第７－18条　作業土工（床掘り、埋戻し）

　　　作業土工の施工については、第３－11条、第３－12条 床掘り・埋戻しの規定によるものとする。

### 第７－19条　既製杭工

既製杭工の施工については、第３－29条、第３－30条、第３－32条 木杭工、鋼杭工、コンクリート杭工の規定によるものとする。

### 第７－20条　場所打杭工

　　　場所打杭工の施工については、第３－31条場所打ち杭工の規定によるものとする。

### 第７－21条　現場打擁壁工

　　　現場打擁壁工の施工については、第３章 第13節 コンクリート工の規定によるものとする。

### 第７－22条 プレキャスト擁壁工

　　１．受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

　　２．受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

### 第７－23条　補強土壁工

　　１．受注者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去しなければならない。

　　２．受注者は、補強材（ストリップ・タイバー部・アンカープレート・ターンバックル）を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲を避けるとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。

３．受注者は、補強材（ストリップ・タイバー部・アンカープレート・ターンバックル）の施工については、設計図書に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。

４．受注者は、スキンを仮置きする場合は、水平で平らなところを選び、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。

５．受注者は、スキンの組立に先立ち、適切な位置及び間隔に基準点や丁張を設け、スキンの垂直度を確認しながら施工しなければならない。異常な変異が観測された場合は、直ちに作業を一時中止し、監督職員と協議しなければならない。

６．受注者は、盛土材の1層の敷均し厚は、所定の締固め度が確保でき、締固め後の仕上り面が補強材（ストリップ・タイバー部・アンカープレート・ターンバックル）の埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。

７．受注者は、壁面から1.5mの範囲のまき出し、敷均し作業は、人力により行わなければならない。

### 第７－24条　井桁ブロック工

受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。

### 第７－25条　小型擁壁工

　　　小型擁壁工の施工については、第３章 第13節 コンクリート工の規定によるものとする。

### 第７－26条　土留・仮締切工

　　　土留・仮締切工の施工については、第３－106条 土留・仮締切工の規定によるものとする。

### 第７－27条　水替工

　　水替工の施工については、第３－107条 水替工の規定によるものとする。

## 第６節　カルバート工

### 第７－28条　一般事項

　　１．本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打カルバート工、プレキャストカルバート工、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。

　　２．受注者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工－擁壁・カルバート・仮設構造物工指針3－6施工一般、道路土工－排水工指針2－3道路横断排水、PCボックスカルバート道路埋設指針4施工の規定によらなければならない。

３．本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

### 第７－29条　材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、PCボックスカルバート道路埋設指針2製品規格、鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針2製品規格の規定によらなければならない。

### 第７－30条　作業土工（床掘り、埋戻し）

　　　作業土工の施工については、第３－13条、第３－14 条 床掘り・埋戻しの規定によるものとする。

### 第７－31条　既製杭工

既製杭工の施工については、第３－29条、第３－30条、第３－32条 木杭工、鋼杭工、コンクリート杭工の規定によるものとする。

### 第７－32条　場所打杭工

　　場所打杭工の施工については、第３－31条 場所打ち杭工の規定によるものとする。

### 第７－33条　現場打カルバート工

　　１．受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

２．受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に提出しなければならない。

３．受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と協議しなければならない。

４．受注者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。

また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。

５．受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

### 第７－34条　プレキャストカルバート工

　　１．受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側又は低い側から設置しなければならない。

３．受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4．5．4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4．4．3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

４．受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側又は高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合又は印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。

５．受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

### 第７－35条　土留・仮締切工

　　　土留・仮締切工の施工については、第３－106条 土留・仮締切工の規定によるものとする。

### 第７－36条　水替工

　　　水替工の施工については、第３－107条 水替工の規定によるものとする。

## 第７節　小型水路工

### 第７－37条　一般事項

　　１．本節は小型水路工として、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、作業土工、現場打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、小型水路工の施工にあたっては、道路土工－排水工指針2－2路面排水及び3－5地下排水施設の施工の規定によらなければならない。

３．受注者は、小型水路工の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

### 第７－38条　側溝工

１．受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

２．受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。

３．受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督職員と協議しなければならない。

４．受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

　　　　また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締め直しを行わなければならない。

　　５．受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたり、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と協議しなけばならない。

　　６．受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

７．受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

### 第７－39条　管渠工

　　１．受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難い場合は、監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

２．管渠工の施工については、第７－34条プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

３．受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

### 第７－40条　集水桝・マンホール工

　　１．受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

２．受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないよう施工しなければならない。

３．受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

４．受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

### 第７－41条　地下排水工

　　１．受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。

なお、新たに地下水を発見した場合は、監督職員に報告し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。

　　２．受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

### 第７－42条　作業土工（床掘り、埋戻し）

　　　作業土工の施工については、第３－13条、第３－14条 床掘り・埋戻しの規定によるものとする。

### 第７－43条　現場打水路工

　　１．受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は監督職員と協議するものとし、下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるよう施工しなければならない。

２．受注者は、側溝蓋の設置については、路面又は、水路との段差が生じないよう施工しなければならない。

３．受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。

## 第８節　路面排水工

### 第７－44条　一般事項

　　１．本節は、路面排水工として、側溝工、管渠工、街渠工、マンホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．路面排水工の施工にあたっては、道路土木－排水工指針の地下排水施設の施工、のり面排水施設の設計と施工、構造物の排水、施工時の排水の規定及び道路土工・施工指針の施工の規定及び第7－45条 側溝工、第７－47条 街渠桝・マンホール工の規定によらなければない。

### 第７－45条　側溝工

１．受注者は、L型側溝又はLO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書又は監督職員の指示する勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

２．受注者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。

３．受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。

### 第７－46条　管渠工

　　１．受注者は、管渠の設置については、第７－45条 側溝工１の規定によるものとする。

　　２．受注者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第７－45条 側溝工２の規定のよるものとする。

３．受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

### 第７－47条　街渠桝・マンホール工

　　１．受注者は、街渠桝の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

２．受注者は、街渠桝及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。

　　３．受注者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

４．受注者は、蓋の施工にあたっては、蓋がずれることのないようにしなければならない。

## 第９節　落石防止工

### 第７－48条　一般事項

　　１．本節は落石防止工として、作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、落石防止工の施工に際して、危険と思われる斜面内の浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督職員に報告しなければならない。

３．受注者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に報告し、防止対策について監督職員の指示によらなければならない。

### 第７－49条　材料

受注者は、落石防止工の施工に使用する材料で、記載ないものについては監督職員の承諾を得なければならない。

### 第７－50条　作業土工（床掘り、埋戻し）

　　　作業土工の施工については、第３－13条、第３－14条 床掘り・埋戻しの規定によるものとする。

### 第７－51条　落石防止網工

　　１．受注者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は監督職員と協議しなければならない。

　　２．受注者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 第７－52条　落石防護柵工

　　１．受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。

２．受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。

３．受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。

## 第10節　遮音壁工

### 第７－53条　一般事項

　　１．本節は遮音壁工として、作業土工、既製杭工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工、その他これらに類する工種について定めるものである。

　　２．受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。

### 第７－54条　材料

　　１．遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したものを除き、本条によるものとする。

　　２．前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金A5052P又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

３．背面板（受音側）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板SGH、SGC又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

４．吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード2号32K又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

５．受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については監督職員の承諾を得なければならない。

### 第７－55条　作業土工（床掘り、埋戻し）

　　　作業土工の施工については、第３－13条、第３－14条 床掘り、埋戻しの規定によるものと

する。

### 第７－56条　既製杭工

既製杭工の施工については、第３－29条、第３－30条、第３－32条 木杭工、鋼杭工、コンクリート杭工の規定によるものとする。

### 第７－57条　遮音壁基礎工

受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 第７－58条　遮音壁本体工

　　１．遮音壁本体の支柱の施工については、所定の位置にまっすぐ建て込まなければならない。

　　２．受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止柵、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないよう注意して施工しなければならない。

## 第11節　防護柵工

### 第７－59条　一般事項

　　１．本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵設置要綱の施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、及び第３章 第19節 安全施設工、第７－62条 防止柵工の規定によらなければならない。

### 第７－60条　材料

　　１．塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

　　　（１）溶融亜鉛めっき法又は、監督職員の承諾を得た方法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

（２）亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用(Z27)の275g/㎡（両面付着量）以上とするか、監督職員の承諾を得た方法で、防錆を施さなければならない。

　　　　　　ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。

（３）仕上げ塗料については、熱硬化性アクリル樹脂塗料又は監督職員の承諾を得た塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。

（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた220g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

（５）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。

（６）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、本項（１）、（２）により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。

２．亜鉛めっき地肌のままで使用する材料は、以下によるものとする。

　　　（１）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

（２）受注者は、路側防護柵の亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種(HDZ 54)の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種(HDZ 35)の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。また、防止柵工で使用する歩行者、自転車用防護柵は、本号のその他の部材の規定によらなければならない。

（３）受注者は、カードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によらなければならない。

（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

### 第７－61条　路側防護柵工

１．受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

　　２．受注者は、支柱の施工にあたって、設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めなければならない。

３．受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、監督職員と協議して定めなければならない。

４．受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

５．受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。

６．受注者は、ガードレールを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。

７．受注者は、防護柵に視線誘導標を取付ける場合は「視線誘導標設置基準同解説」(昭和59年10月社団法人日本道路協会）により取付けなければならない。

８．受注者は、ボルト・ナット等の金具類の規格、塗装等が設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

９．受注者は、ガードレールの現場における加熱加工及び溶接を行ってはならない。

10．防護柵の規格は、設計図書によるものとする。

### 第７－62条　防止柵工

　　１．受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合には、監督職員と協議しなければならない。

　　２．受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

３．塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は形成加工後、溶融亜鉛めっきを、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種(HDZ 35)の350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。

## 第12節　標識工

### 第７－63条　一般事項

１．本節は、標識工として小型標識工、土留・仮締切工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第４章基礎及び施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎についての規定、第７－65条小型標識工の規定、第３－９条～第３－14条 掘削一般、土砂掘削、岩石掘削、法面仕上げ、床堀り、埋め戻しの規定、第３－106条 土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。

### 第７－64条　材料

１．受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、第２－47条 道路標識の規定によるものとする。

２．標識工に使用するさび止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5628（鉛丹ジンククロメートさび止めペイント）2種に適合するものを用いるものとする。

３．標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK 400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK 400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS 400の規格に適合するものとする。

４．受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接しなければならない。

５．受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

６．受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

### 第７－65条　小型標識工

　　１．受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。

２．受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

３．受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サウンディング処理）しラッカーシンナー又は、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

４．受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。

５．受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。

６．受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。

７．受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。

８．受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10㎜以上重ね合わせなければならない。

９．受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。

10．受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。

11．受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）全てを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。

12．受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、燐酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

13．受注者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。

14．受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。

15．受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の (HDZ 55) 550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。

　ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m2以上、ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ 35) 350g/㎡（片面の付着量）以上とするものとする。

16．受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、又は、遠心分離をしなければならない。

17. 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

18．ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/㎡、又は塗装厚は2回塗りで、40～50μｍとするものとする。

19．ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。

### 第７－66条　土留・仮締切工

　　　土留・仮締切工の施工については、第３－106条 土留・仮締切工の規定によるものとする。

### 第７－67条　大型標識工

　　１．受注者は、支柱建込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

２．受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。

### 第７－68条　標識基礎工

１．受注者は、基礎工の施工において、杭の打ち込み中、極度の偏心、傾斜、破壊又は、割れ目が生じた場合は、速やかに原因を調査し、その処理について監督職員と協議を行わなければならない。

２．受注者は、基礎工の施工において、設計深度に達する前に打ち込み不能となった場合、速やかに原因を調査し、その処理について監督職員と協議を行わなければならない。

３．受注者は、小型標識の基礎工の施工にあたり、標識柱を基礎工にボルトに取付けるものについては、設計図書に従いアンカーボルト及びその付属金具を設置しなければならない。

## 第13節　道路付属施設工

### 第７－69条　一般事項

１．本節は、道路付属施設工として、区画線工、縁石工、境界工、道路植栽工、道路付属物工、踏掛版工、組立歩道工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、道路付属施設の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路緑化技術基準・同解説第４章植栽の設計・施工の規定、視線誘導標設置基準・同解説第５章の施工の規定、道路照明施設設置基準・同解説第７章設計及び施工の規定、道路土工施工指針の施工の規定、道路反射鏡設置指針第２章設置方法の規定及び第５章施工の規定、第７－71条から第７－79条までの規定によらなけらばならない。

### 第７－70条　材料

1. 境界工で使用する材料は、以下の各号の規定によるものとする。

（１）境界工で使用する境界杭の材質は、第３－95条 境界杭の設置の規定によるものとする。

（２）境界工で使用する境界鋲の材質は、黄銅製とする。

（３）境界杭の側面には、「大阪府」と名掘りし、字体は、ゴシック体とする。

（４）境界鋲の表面には、「大阪府」と名掘りし、字体は、ゴシック体とする。

２．道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等の混入していない現場発生土又は、購入材とする。

３．道路植栽工で使用する樹木類は、植え出しに耐えるように移植又は、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。

４．受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。

また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

５．樹木類の形状寸法は、樹高、枝張り巾、幹周とする。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。

枝張り巾は、樹木の四方面に伸長した枝の巾とし、測定方向により巾に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突出した枝は含まないものとする。

幹周は樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。

６．道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。

７．道路植栽工で樹名板を使用する場合、使用する樹名板の規格は、設計図書によるものとする。

８．踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第３－131条 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

９．踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によるものとする。

10．組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第２－39条の規定若しくは、設計図書によるものとする。

11．組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によるものとする。

12．受注者は、視線誘導標を使用する場合は、設計図書に明示した場合を除き、次の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

13．受注者は、視線誘導標を使用する場合、反射体は、形状が丸形で直径が70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。

14．受注者は、視線誘導標を使用する場合、反射体は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

0.31＋0.25x≧y≧0.28＋0.25x

白色

0.50≧x≧0.41

0.44≧x≧0.39

橙色

y≧0.99－x

ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）

15．受注者は、視線誘導標を使用する場合、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性能試験装置による試験で表7－1に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表7－1　　　　　　　　　　（単位：cd／10.76　lx）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 反射体の色 | 白 色 | | | 橙 色 | | |
| 入射角  観測角 | 0° | 10° | 20° | 0° | 10° | 20° |
| 0.2° | 35 | 28 | 21 | 22 | 18 | 13 |
| 0.5° | 17 | 14 | 10 | 11 | 9 | 6 |
| 1.5° | 0.55 | 0.44 | 0.33 | 0.34 | 0.28 | 0.20 |

（注）上表は反射有効径70mmの場合の値である。

16．受注者は、視線誘導標を使用する場合、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

17．受注者は、視線誘導標を使用する場合、白色又は、これに類する色の支柱を用いなければならない。なお、受注者が使用する支柱の諸元の標準は表7－2、表7－3に示すものとする。

表7－2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 設　　置　　条　　件 | | |
| 反射体の設置高さ(cm) | 基礎の種類 | 長さ(mm) |
| 一般道 | 90 | コンクリート基礎 | 1，150 |
| 土中埋込基礎 | 1，450 |
| 自動車専用道 | 90 | コンクリート基礎 | 1，175 |
| 120 | コンクリート基礎 | 1，525 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　表7－3

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 材　　　　　　　質 | | |
| 鋼 | アルミニウム合金 | 合成樹脂 |
| 外形(mm)×厚さ(mm) | 外形(mm)×厚さ(mm) | 外形(mm)×厚さ(mm) |
| 一　般　道 | 34×2.3以上 | 45×3以上 | 60(89)×4.5以上 |
| 自動車専用道 | 34×1.6以上 | 34×2以上 | 60×3.5以上 |

（注）（　）書きは材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

18．受注者は、塗装仕上げする鋼管の場合、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を施さなければならない。

19．受注者は、塗装仕上げする鋼管の場合、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用<Z27>の275g/m2（両面付着量以上）としなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐食性は前途以上とするものとする。

20．受注者は、塗装仕上げする鋼管の場合、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗料で仕上げ塗装しなければならない。

21．受注者は、塗装仕上げする鋼管の場合、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ 35）の350g/m2（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

### 第７－71条　区画線工

１．受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き均一に接着するようにしなければならない。

２．受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工方法、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。

３．受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち、路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。

４．受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。

５．受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後、施工しなければならない。

６．受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。

７．受注者は塗布面へガラスビーズを散布する場合は、風の影響によってガラスビーズに偏りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

８．受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、受注者は、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止しなければならない。

９．区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。

10．路面標示の抹消にあたっては既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。

11．ペイント式（常温水）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。

### 第７－72条　縁石工

１．縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据え付けるものとする。敷モルタルの容積配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

２．アスカーブの施工については、第３－131条 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

３．アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗装は、既設舗装表面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、又は雨天時には施工してはならない。

### 第７－73条　境界工

１．受注者は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。

２．受注者は、境界杭及び境界鋲の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。

３．受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。

４．受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に報告するものとし、その処置について協議しなければならない。

### 第７－74条　道路植栽工

１．受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の堀取り、荷作り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽できない分は、仮植えするか、又は、完全な養生をし速やかに植えなければならない。

２．受注者は、植樹帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。

３．受注者は、植栽施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を堀り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は排して植付けなければならない。

４．受注者は、客土、肥料、土壌改良材を根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

　　　　また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について監督職員の承諾を得るものとする。

５．受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

６．受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。

（１）受注者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

（２）樹木植付けは、植栽をしようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の育成に害のあるものは除去しなければならない。

（３）植付けは、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ、植穴の中心に植付けなければならない。

（４）奇植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。

７．受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の周りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。

８．受注者は、埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。

９．受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。

10．受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。

11．受注者は、樹名板の設置については、添木及び樹木等に堅固に固定しなければならない。

12．底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工方法及び施工範囲を定め監督職員と協議しなければならない。

13．植栽箇所の掘削土その他の諸材料は一般交通の障害とならないように速やかに処理しなければならない。

### 第７－75条　道路付属物工

１．受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。

２．受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打ち込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打ち込まなければならない。

　　　また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。

３．受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。

４．受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

５．受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置出来ない場合は、監督職員と協議しなければならない。

６．受注者は、道路鋲を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 第７－76条　踏掛版工

１．床堀・埋戻しを行う場合は、第３－13条、第３－14条 床堀・埋戻しの規定によるものとする。

２．受注者は、踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第３－132条コンクリート舗装工の規定によるものとする。

３．受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。

４．受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。

### 第７－77条　組立歩道工

１．受注者は、組立歩道の施工に際し、現場打ちコンクリートを用いる場合、第３章 第13節 コンクリート工の規定によらなければならない。

２．受注者は、組立歩道の床版の支持に支柱を用いる場合、支柱の施工に際し、沈下等のないように施工しなければならない。

３．受注者は、組立歩道の施工に際し、目地の施工位置については、設計図書に定める位置に施工しなければならない。

### 第７－78条　ケーブル配管工

ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第７－46条、第７－47条 管渠工、街渠桝・マンホール工の規定によるものとする。

### 第７－79条　照明工

１．受注者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。

２．受注者は、アースオーガにより掘削を行う場合、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。

３．受注者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。

４．受注者は、照明柱の建込みについては、付近の構造物、道路交通に特に支障にならないようつとめなければならない。